

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

乗合自動車乗車料の適正化を図るほか、所要の改正を行うため。

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（令和 5 年伊丹市条例第 号）

伊丹市乗合自動車乗車料条例（昭和 37 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「210 円」を「230 円」に改め、同号イ中「110 円」を「120 円」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 回数料金

IC 回数カード

大人，小児 2，000 円（2，200 円を使用限度額とする。）  
4，000 円（4，400 円を使用限度額とする。）  
6，000 円（6，600 円を使用限度額とする。）

第 3 条第 1 項第 4 号の表中「8，700 円」を「9，660 円」に、「24，800 円」を「27，530 円」に、「46，980 円」を「52，160 円」に、「4，350 円」を「4，830 円」に、「12，400 円」を「13，770 円」に、「23，490 円」を「26，080 円」に改める。

第 8 条第 3 項中「IC 回数カードを除く」を「1 日乗車券に限る」に改める。

第 9 条第 1 号を削り、同条第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号を第 2 号とする。

第 10 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発行されたこの条例による改正前の伊丹市乗合自動車乗車料条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号アに規定する回数券（以下「旧回数券」という。）は、この条例による改正後の伊丹市乗合自動車乗車料条例第 3 条第 1

項第1号の規定による普通料金と当該旧回数券に表示された額との差額を支払うことにより、令和7年2月25日までの間に限り、なお従前の例により使用することができる。

3 旧回数券は、令和8年2月25日までの間に限り、払戻しをすることができる。

4 前項の規定による旧回数券の払戻しについては、令和7年2月25日までの間、旧条例第9条第1号の規定は、なおその効力を有する。